

中央卸売市場法改正に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和三十七年四月二十七日

北
村
暢

参議院議長 松野鶴平殿

中央卸売市場法改正に関する質問主意書

政府は、物価抑制政策の一環として、生鮮食糧品流通改善方を強く表明しているが、その特異な生産性について慎重な考慮と施策を講ずることなく、いたずらに流通機構の改善のみによつて、生鮮食料品の価格抑制を意図することは、きわめて危険である。豊漁豊作安値、不漁兇作高値を繰り返していることは、政府の生産対策のはなはだしい貧困に由来するもので、これが根本施策の確立なくして、ただ単に市場機構の改善を云々したところで、その価格安定は期待できない。逐年生産コストの上昇に対する充分な考慮検討と、これが適切な対策なくして価格抑制のみを云々するがごとき跛行施策は、生産者の生産意欲を減退せしめ、ひいては流通の円滑を阻害する逆効果を招来する怖れなきを保し難い。本院においては、第三十九回国会において中央卸売市場法の一部を改正する法律案委員会議決の際附帯決議を行ない、左記各項に対し根本的な方針を検討確立するよう強く政府に要請したのであるが、これらの問題について政府はその後どの程度の検討をし、いかなる方針を確立されたか明確な所信を表明されたい。

一、政府は中央卸売市場施設の近代化、合理化を強力に推進するため、これに必要な資金の供給、特に起債枠の拡大及び補助金の増額につき格段の措置を講ずること

二、地方卸売市場法の制定

三、仲買人の名称変更とその地位の法文化

四、類似市場の法的規制